平成２１年（フ）第５９４号
千葉県八千代市村上1866番地18　ＮＡＯグリーン203号
債務者　征矢　睦夫
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５９５号
千葉県八千代市村上1866番地18　ＮＡＯグリーン203号
債務者　征矢　容子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６０７号
千葉県習志野市津田沼３丁目５番22号　三橋ハイツＡ棟101号
債務者　平田　康則
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９７７号
名古屋市天白区菅田１丁目606番地　アーバン菅田101号
債務者　カラーズこと　青柳　裕之
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１４４号
名古屋市昭和区天神町１丁目13番地の１　栄光マンション１－Ｂ号
債務者　加藤　直美
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２９６号
愛知県東海市加木屋町東大堀14番地の15、住民票上の住所愛知県東海市荒尾町中屋敷18番地の１
債務者　有田　弥生（旧姓嘉藤）
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４２５号
名古屋市南区天白町２丁目１番地の５
債務者　石原　末吉
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４６３号
名古屋市緑区乗鞍１丁目306番地　ダイアパレス徳重1004号
債務者　石川千代里
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５５１号
名古屋市緑区乗鞍１丁目1811番地の１　徳重団地６棟404号
債務者　靏葉　真実
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５８０号
愛知県小牧市大字岩崎1037番地３　シャンポール平手201号
債務者　近藤　良雄
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８８号
沖縄県那覇市字寄宮165番地２　田端アパート３－Ｃ
債務者　濱川　博行
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１７６号
北海道勇払郡むかわ町洋光45番地15－４、住民票上の住所北海道苫小牧市明野新町５丁目19番18号　コーポアスランⅡ102号
債務者　菊地　英一
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１７７号
北海道苫小牧市拓勇東町３丁目11番地の５
債務者　山縣　奈々
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１８７号
仙台市若林区大和町４丁目22番15号　名城タウンやまとＡ－２
債務者　佐藤　義彦
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第５０９号
宮城県岩沼市中央４丁目６番312号
債務者　青木　純子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７３８号
仙台市太白区鹿野３丁目１番３号
債務者　佐藤　秀勝
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８８３号
仙台市青葉区支倉町２番11―504号
債務者　近藤　美子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係